

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の 提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和5年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和5年1月23日

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部長 柘植 紳二郎

1 当該招請の主旨

本業務は入札・契約手続きの透明性、客観性、競争性をより一層確保するために、データベース化された受注業者の工事・業務実績、技術者に係る情報から、継続的に工事・業務実績、技術者データ等の情報を提供するものである。

工事・業務実績、技術者等の情報は、入札・契約手続き時における重要な情報であるため、網羅的に収集され、かつ速やかに提供される必要があることから、本業務に必要な技術的要件等を満たす特定の法人（以下、「特定法人等」という。）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定法人等との契約手続きに移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 工事实績・測量調査設計業務実績情報提供業務
- (2) 業務内容 工事实績情報提供及び測量調査設計業務実績情報提供
- (3) 履行期間 令和5年4月3日～令和6年3月29日

3 業務目的

本業務は、公共事業における入札契約手続きのより一層の透明性・客観性を確保し、建設工事やコンサルタント業務等の入札契約手続きの適切な執行を図るために活用する受注業者の工事・業務実績、技術者データ等の情報提供を受けることを目的とする。

4 応募要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しな

い者であること。

(2) 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有している者であること。

(3) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(イ)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(5) 技術力に関する要件

・公共事業における以下①及び②の実績情報を保有または提供を受けられること。

① 国、都道府県、政令指定都市が発注した工事实績情報

請負金額5,000万円以上の工事实績（平成8年度竣工以降）

請負金額2,500万円以上の工事实績（平成9年度契約以降）

請負金額500万円以上の工事实績（平成14年度契約以降）

② 国、都道府県、政令指定都市が発注した業務実績情報

請負金額500万円以上の建設コンサルタント及び地質調査企業の業務実績（平成11年度契約以降）

請負金額500万円以上の測量業務実績（平成11年度契約以降）

請負金額100万円以上の建設コンサルタント、地質調査、測量及び補償コンサルタント業務実績（平成20年度契約以降。ただし、補償コンサルタントは平成22年度契約以降）

・上記①及び②の実績情報を検索するためのシステム又はインターネット環境において汎用のブラウザを使用することにより検索・閲覧が可能な環境を提供できること。

一般財団法人日本建設情報総合センターが有するCORINS（工事实績情報サービス）・TECRIS（測量調査設計業務実績情報サービス）データについて、本業務を履行するにあたりデータの入手を要する場合は、競争参加に先立ち、あらかじめ当該センターからの提供について書面による了解を得ること。

書面による了解は、参加意思確認書提出時までには得ることを原則とするが、参加意思確認書提出時までには書面による了解を得られない場合は、企画提案書の提出期限までに書面による了解を得ることが必要である。なお、この場合は参加意思確認書提出時に「企画提案書提出期限までには書面による了解を得られる見込みがある」ことが

要件となる。

(6) 中立性・公平性に関する要件

中立・公平性を保つための規定が社則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。

(7) 守秘性に関する要件

社内規則等において、守秘義務の遵守及び違反した場合の規定があること。

(8) 業務執行体制に関する要件

情報の配信に必要な場所や機器等は受注者が自ら準備するとともに、週1回の情報提供日と時間帯に技術者を確保し、4月3日から情報提供を行える体制を確保すること。情報提供日と時間帯は、毎週金曜日9:00～18:00（ただし、12月29日から1月3日までを除く）とする。

(9) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似の業務実績について、平成24年度以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において、1件以上の実績を有していなければならない。

①同種業務：公共事業における工事または業務の受注実績データ等の情報を100万件以上提供した業務

②類似業務：公共事業における工事または業務の受注実績データ等の情報を提供した業務

5 手続等

(1) 担当部局

〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

北海道開発局開発監理部 会計課 契約スタッフ

電話：011-709-2311（代表）内線5833

電子メール：hkd-ky-keiyaku1@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 令和5年1月23日（月）から令和5年2月3日（金）まで

イ 交付場所 (1)に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において直接交付するほか、電子メールによる交付も行う。電子メールによる交付を希望する者は、電子メールに以下の内容を記載のうえ、5(1)の電子メールアドレス宛に交付請求を行うこと。

(ア) 件名：「確認公募 仕様書等の請求（会社名）」

(イ) 本文：(1) 公示日 (2) 請求件名 (3) 会社名 (4) 担当者氏名 (5) 住所 (6) 電話番号 (7) FAX番号 (8) 送信先電子メールアドレス

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和5年2月3日（金）17時00分 (1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6号に規定する一般信書若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあつては送達記録のあるものに限る。）

によること。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和5年2月27日（月）
- (4) 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有していない者も5 (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。ただし、企画提案書の提出の時に於いて、令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書を受理しておらず当該資格の認定の有無を確認できない場合は、契約締結時までには当該資格の認定を受けていなければよいものとする。
- (5) 本業務に係る契約締結は、令和5年4月3日を予定しているが、予算成立が4月4日以降となった場合は、予算成立日に契約締結する。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみ契約とする。
- (6) 詳細は説明書による。